

第12回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会

日時：2012年12月14日（金）15：00～17：00

場所：ジェットロ本部 5階 D会議室

佐々木総務部主幹：

時間も過ぎましたので始めさせていただきます。

今日の出席者ですが、年末で会議がダブって何本かありまして、何人か抜けております。平井理事も今おりますけれども、15分ほどで退席をさせていただきます。それから担当部長の山田も、今日は経産省のほうで会議がございまして、欠席をさせていただきます。申し訳ございません。

資料の確認です7種類綴じてあります。一つ一つは確認いたしませんで、不備がございましたら、その都度ご指摘をいただければと思います。

資料の3番でございすけれども、皆様からいただいたコメントを並び替えております。原文はいじっておりません。案件別、委員別の並びになっております。

それから資料7に、ガイドラインを添付させていただいておりますけれども、前回、「毎回配るのは無駄だ」というご指摘をいただきました。今回から回収をさせていただきます。

原科委員長：

回収というか置いておくということですね。

佐々木総務部主幹：

次回また、使わせていただきます。

それから、いつものことですが、議事録を作成いたしますので、録音させていただいております。発言の前にお名前をお願いできればと思います。

それから、資料2のほうに、委員の一覧というのを付けさせていただきましたけども、10月1日付で1名交代をしております。JBICの環境審査室長、丸上委員が退職されたので、新たな環境室長、加藤恵祐さんが着任しています。今日は残念ながら、欠席ですけれども、次回ご紹介したいと思います。

では、進行を委員長のほうにお願いしたいと思います。

原科委員長：

それでは、はじめます。今日はできるだけコンパクトに終わればと思います。と申しますのは、案件形成調査事業につきましては、ご意見いただいておりますが、全部案がそろっ

ていませので、ざっとご覧いただいて、また全部そろった段階で、あらためて確認したほうがいいのではないかという感じがいたします。

まず1番。2011年度案件形成調査事業の前に村上課長お願いします。簡単にご説明を。

村上機環部課長：

村上です。

METI との意見書の扱いということで、コメントさせていただくということによろしいでしょうか。

原科委員長：

はい。

村上機環部課長：

私どものほうで、委託元である経済産業省の資金協力課に行ってきましたところ、前年度の案件に対する意見書を採択する委員の方にフィードバックするということについては、問題ないという見解をいただきました。もうすでにウェブサイトで公開されている段階だということですので、採択をお願いする際に、当該意見書の URL を併せて連絡して、この参考にしてくださいということで、連絡することがよろしいんじゃないか、という話をいただきましたので、その旨、報告させていただきます。

原科委員長：

ありがとうございます。今の件、いかがでしょう。ウェブ公開しておりますので、これは問題ないと。作本審査役、何かございますか。

作本審査役：

私のほうは特にありません。ありがとうございます。

原科委員長：

よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、各委員からのコメントいただいております。ちょっと資料をご覧いただきたいと思います。これは資料の3番ですね。今ご説明いただきましたように、これは案件ごとに並べ替えて、中身は一緒ということですね。ソーティングしたものでございます。資料3の1ページが、「貿易投資促進事業について」ということですね。2番目が「円借款および民活インフラ案件形成等調査全体について」。一番上の貿易投資促進事業につきましては、宮崎委員から意見いただいております。ご覧のとおりでございます。何かございますか。

宮崎委員：

特に。ここに書かせていただいたとおりになんですけども。貿易促進事業だけでなく、これのインフラ案件形成等事業調査についても、だいたいこのガイドラインに記載されているとおりに、皆さん、書いていただいていると思います。ただ、貿易投資促進事業全般ということでもいいのかどうかわかりませんが、やっぱりこれから発展途上国で、こういうふうな、いろいろな資源の採掘などをやっていくことも多いかと思うんですけれども、そういうときに最近の知られているところでは、例えばインジウム。これ、よく半導体の電極として使われる化合物なんですけど、それが電極を組み立てるときに、粉末を吸い込むと、非常に悪質な肺炎になる、というふうなことが、最近わかってきております。また、がんにもなりやすい、なんていうことも言われていますので、そういうようなところで、非常に注意をしていくべきなのではないかということ、ちょっと書かせていただきました。

原科委員長：

ヘルスイパクトですね。健康影響をしっかりとチェックしてもらって。ありがとうございます。他の委員の方、よろしいでしょうか。

じゃあ 2 番目。時計文字の II ですが、「円借款および民活インフラ案件形成等調査全体について」でございます。これはご覧のように、塩田委員、高梨委員、それから松本委員、柳副委員長からいただいています。まず全体像からです。あと、個別には 2 ページにございます。コメント部分、いかがでしょうか。ざっと確認していただくとして、進めてよろしいですか、先へ。じゃあ、そういうことで。

あと、2 ページが「インド・ムンバイ地下鉄 3 号線建設計画調査」でございます。塩田委員から、かなり詳細にご意見をいただいています。それから、松本委員からも 5 ページございます。

それから 2 番目。「インドネシア・ジャワ島地域専門医療サービス整備調査」。これはまだご意見いただいております。担当の方、まだ出していただけてない。若干それもございます。今日はちょっと全部そろってありません。

佐々木総務部主幹：

満田さんですね。両方とも。

原科委員長：

それから 3 番目が「インドネシア・スンダ海峡大橋・地域開発計画調査」でございます。松本委員から。それから柳副委員長。

4 番目。「フィリピン・ダルトンパスバイパス道路事業調査」ですね。高梨委員と塩田委員からいただいております。塩田委員にはいろいろ書いていただきました。

それから11ページにまいりまして、5番目。「ベトナム・ニンビン～バイヴォット高速道路建設事業調査」。塩田委員から、同じようなことで、詳細に意見いただいております。それから、松本委員14ページでございます。

それから6番目が「ベトナム・船舶航行監視・安全管理能力強化網整備事業調査」でございます。高梨委員からいただいております。今のところ、お一人だけですね。その他の方を待つような段階でございます。

7番目。15ページでございます。「マケドニア・ビトラ市環境改善事業計画調査」。これは高梨委員から。いろいろ精査いただきまして。

次、16ページ。8番目の「フィリピン・マニラにおけるデジタルインフラ整備事業調査」は、まだ。満田さんと田中さんですね。お二人がやっております。今日はいません。

9番目。「ベトナム・洋上大型国家石油備蓄（戦略的）設備整備事業調査」でございます。宮崎委員からと、それから柳副委員長からいただいております。

それから、その次は17ページの下ですね。時計文字のⅢになりますが、「民活インフラ案件形成等調査」でございます。これも案件別にご覧いただきます。

1番目は「インド・バンガロール～チェンナイ高速道路建設事業調査」丸上委員と塩田委員ですね。ざっとご覧いただいて、次は21ページ。松本委員からもいただいております。

2つ目が「インドネシア・ジャカルタスカルノハッタ国際空港拡張事業調査」でございます。高梨委員、塩田委員。ご意見、詳細にいただいております。見ていただいて、25ページですね。3番目の案件。「インドネシア・ジャカルタ次世代道路交通情報システム事業調査」は、まだ出てないです。

佐々木総務部主幹：
村山さんと満田さん。

原科委員長：

はい。4番目が「インドネシア・ジャカルタ特別州廃棄物BOT事業実施可能性調査」。丸上委員と宮崎委員からいただきました。それから、柳副委員長からもいただいておりますね。お三方いただいております。

それから27ページ、5番目の案件です。「インドネシア・東ジャワ州マラン市及び周辺地域での統合型廃棄物発電事業調査」でございます。丸上委員と宮崎委員からいただきました。柳副委員長もいただいております。

6番目。「タイ・マエモ石炭ガス化・電力事業調査」でございます。高梨委員と松本委員からいただきました。

7番目。「フィリピン・セブコンテナ新港及び既存港再開発事業調査」でございます。丸上委員、宮崎委員からいただきました。柳副委員長からも次のページでいただいております。

8番目。「マレーシア・太陽光発電事業調査」でございます。これは宮崎委員と高梨委員、

塩田委員、お三方からいただいております。

10番目の案件。「インドネシア・電力輸出によるアセアン電力最適化事業調査」は、まだですね。

佐々木総務部主幹：

村山さんと満田さんです。

原科委員長：

村山委員と満田委員ですね。

11番目が「インドネシア・チカラン複合都市新交通システム導入計画調査」でございます。丸上委員、宮崎委員、柳副委員長からいただきました。

12番目。「エルサルバドル・太陽熱・地熱熱水統合発電に係る案件形成調査」で、高梨委員からいただきました。ここはお一人だけですかね。

13番目。「カンボジア・メコン川上流西岸地域農業・物流インフラ整備事業調査」。

佐々木総務部主幹：

これ、名前が載ってないですね。松本委員です。

原科委員長：

はい。14番。「モザンビーク・肥料生産事業調査」。これはまだ、意見いただいてません。

佐々木総務部主幹：

村山さんと満田さん。

原科委員長：

村山委員と満田さん。はい。

というようなことでございます。以上、どんな状況かということを一覧表にしたのが資料4でございますが、こういうようなことで、これはご担当の印ですね。資料をお送りした人かな。というようなことで、ちょっとそろってないので、そろった段階で。今日、また持ち帰って見ていただいて、その段階でお話したいと思います。よろしいでしょうか。それじゃ、この件はそういうふうにさせていただきます。

次、まいりますか。意見書の取りまとめについて、でございます。これ、今の状況なので、ちょっとまだ、すぐには難しいですが、どなたかにお願いしたいということですが、いかがでございましょうか。私がやるという方、おられると助かるんですが。

佐々木総務部主幹：

あと3名いらっしゃいますね。

松本委員：

今年も、じゃあ、やりましょうか。

原科委員長：

いいですか。

松本委員：

視線を感じました。

原科委員長：

じゃあ、松本委員、お願いします。時間的にはこういう状況なので、少し回収に時間かかりますので、2月おいて、大丈夫ですね。そういう余裕ありますので、ぜひそういうことで、作業のスケジュール組んでください。どうもありがとうございます。助かりました。

佐々木総務部主幹：

段取りとしては、1月末までに3名、全員分を集めて、そしてこちら側で整理して、皆さんにお送りする。もちろん松本さんにもお送りして。そして3月の真ん中、中旬ぐらいまでに一応まとめていただいて。意見書自体も、さらにメールで、皆さんと共有して、意見をお伺いするというところで。

原科委員長：

あと、メールのやり取りでやりましょう。よろしいでしょうか。ちょっといろいろ大変だと思いますから。メールで審議でよろしいでしょうか、この件は、そのようにさせていただきます。そうしますと、委員会は、このかたちのものは、今年度はこれで最終回になります。来年度またやりたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。それでは、そのようにいたします。

最終意見書がまとまりましたら、公表はそのような段取りでございますので、3月の下旬になります。これに関しましては、松本委員と、私も一応委員長ですから、責任ありますから、一緒にやらせていただきます。それでは、ここまでのところで、作本審査役、何か。

作本総務部審査役：

委員の皆さんにはお世話になります。お手間をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

原科委員長：

どうもありがとうございます。じゃあ、この件はよろしいでしょうか。

それでは、次の議題にまいります。2つ目は、環境社会配慮ガイドライン改定でございます。これはもう、これまでずいぶん議論してまいりましたが、このガイドライン、位置付けが変わりましたので、それに対応して、改定しなきゃいけないということで、意見を交換してまいりました。この委員会でも議論いたしましたが、時間を十分取ろうということで、ざっくばらんに議論したいということで、10月26日に、意見交換会を開催しました。どんなことを議論されたという要旨、お手元に資料ございます。

佐々木総務部主幹：

村山先生のメモです。

原科委員長：

村山先生の部分ね。そのとき、村山先生からも意見いただいて、メモをいただきましたので、資料6をご覧ください。じゃあ、資料6を紹介したほうがいいかな。じゃあ、作本審査役から、ご説明いただきましょう。

作本総務部審査役：

わかりました。作本です。村山委員のほうから添付された資料を郵送いただきました。私どもでガイドラインのワーキンググループを直ちに立ち上げて議論するには、ちょっとブレインストーミングというか、そういう会を持つてからのほうがいいんじゃないか、ということ事務局で考えました。最終的に皆さん方にこの諮問委員会の場でお諮りするんですが、とりわけ策定の段階で、全員まではちょっとお声かけられなかったんですけども、何人かに集まっただいて、大学関係の方、あるいはNGOの関係者、あるいは企業に詳しい方、何名かにお願いいたしまして、ワーキンググループに先立つ意見交換会というものを開かせていただきました。ですから、そういうことで、フリーなトークということから、議事録は特につくっておりません。ただ、私のほうから、どういうことを話したかということだけを、ご報告する義務がありますので、今この場をお借りしてご紹介させていただきたいと思います。

原科委員長：

ワーキンググループに先立ってですね。失礼しました。

作本総務部審査役：

ワーキンググループは、これから、いわゆる諮問委員会の下部機関というか、そういうかたちで、きちんとした形式の下で設置するということでもあります。なぜかという、もう

ご存じのように、今回のこのワーキンググループにお願いしたい事項というのは、単なる改定の字句を直すとか、そういうようなところで留まらない可能性があります。とりわけ、今回、METI との契約方式が変わった、いろんなことがありましたので、そういうことで、まず、先立つ話し合いを持ったら、ということがありました。そういうことで、今、原科委員長からありましたけども、10月26日15時からジェトロ 7L 会議室で、ガイドライン改定のための意見交換会を、ブレインストーミングの場ということで開催させていただきました。これに参加された方々は、原科先生、村山先生、村山先生は、コメントとしていただいておりますから、欠席です。あとは高梨さん、松本さんの各委員。あと、ジェトロ側は、仲條さん、村上さん、吉田さん、佐々木さん、浦辺さん、作本でございます。村山先生からは、ここに今、添付した資料がコメントとして届いております。今回、参加された委員というのは、ガイドラインに策定段階でも関わっておられた方が、まず入っております。ただ、全員にはお声をおかけしなかったということは、先ほどお話ししたとおりであります。

こういう会議を、意見交換会を持った理由というのは、ガイドラインを策定した 5 年前の状況とは、ずいぶん METI からの委託契約の方式自体が変わってるということで、ガイドラインの適用状況ということについても影響を受けてるというか、変化が生じております。通常ならば、直ちにワーキンググループを発足させて、そこでガイドラインの文言訂正等、修正等を行えば済むとも考えられたわけでもありますけども、やはり、今後のワーキンググループの改定作業の工程というんでしょうか、そんなものが混乱しないためにも、ここで一度、自由な意見交換会を持っておいたほうがいいだろう、というようなことを考えたわけであります。

この会議では、私のほうからまずガイドライン運用上の、適用上の課題を簡単に紹介させていただいて、その後、参加者全員でフリーのトークを行ったということがあります。私のほうからまずご紹介させていただいた内容は、委託契約関係が変わってきたと。前提としての契約が変わってきたという、方式が変わってきたということがあります。あと、ガイドラインの普及が、委員の方に見ていただきたい報告書の中で、言及がほぼ見られなくなってきたというようなことがあります。あともう一つは、特に今回のガイドラインの中で、限られた METI からの委託調査を前提にしたガイドラインということになっておりますけども、他の委託調査が入ってくる可能性は将来にもありますので、そういうことで、広く適用可能なガイドラインの必要性、こういうようなものがあるんじゃないかということ、私のほうからまずご紹介させていただきました。

この交換会自体で議論された内容というのは、次のようなことがあります。

一番目は、案件ごとに熟度が異なることがあるので、ガイドラインはこれに対応できないだろうか、というようなことが指摘されました。これに対しては、案件は入札を経て一括で委託されているものであるという、こういうような話がなされました。

2つ目に、METI に対して、報告書、マニュアルの作成段階で、ガイドラインの内容につ

いて触れてもらうような働きができないもんだらうかと。報告書をつくる上で、作成要領に当たる報告書作成マニュアルというものがあります。ですから、そこに実際書いていただければ、ガイドラインを適用してもらえる、という機会が増えるかと思ひまして、そういうことを、METI側に働きかけできないだらうか、ということで話がありました。担当課がMETIのほうに、非公式ではありますがけれども、打診してみると。見てくれないか、というか、見てください、というようなことをお願いしたことがあります。

3つ目。JICAでの協力事務調査では、ジェットロが取り上げた円借款の案件について、審査漏れが生じてるんじゃないか、というようなことを、参加された方から指摘があったというか、質問がありました。これについては、もう一回詳しく言いますと、JICAのほうでは協力準備調査ということで、環境社会配慮調査を行っているわけでありまして、例えば、こちらの側ですで行った配慮調査がある場合には、その分を省略するような場合、あるいは、審査でそれを行わないような場合が、万が一にもあるんじゃないかというようなことを、質問を受けたわけでありまして。これについては、担当課がJICAに確認することになりました。

4番目。ガイドライン改定の骨子では、村山先生から出していただいたメモが参考として役立つであろうと。今後の改定の手順では、見直しの骨子をというか、大項目をまず先に固めて、その上でワーキンググループによる作業を、年度内中心に行ったらどうだらうか、というようなことを話しました。ガイドライン自体の改定は、ともかく急ぐことだけを主眼にすべきではないということで、2013年の4月を目安にはいたしますけれども、来年度の適当な時期、あるいは場合によっては来年度にこのガイドラインができた場合には、そのまた翌年の年度初めから適用開始というようなことが考えられます。そういうことでは、仮にこのガイドラインの適用開始時点が遅れた場合にでも、これは仕方ないんじゃないか、というような、そういうような話もありました。

今後の予定では、今日この諮問委員会を開催しておりますので、ここではこの意見交換会での概要を行い、またガイドライン改定のためのワーキンググループ発足を、ここで承認していただく、というようなことであります。ワーキンググループのリーダーも、この場で選出していただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

原科委員長：

メモを残さないということで、十分、議論していただきましたので、お手元には配っておりませんが、今、作本審査役がお話したようなことでございます。何かこの点、まずご質問、ございますでしょうか。スケジュールは大変重要なことですが、さっき作本審査役がおっしゃったように、今年度内は骨子まで固めたいと。具体的な段取りとしては、おそらく来年度にかかるんじゃないかという、そういうようなスケジュール感でございまして、これはよろしいでしょうか。じゃあ、それを前提に、骨子を年度内に固めてお

きたいと思います。

松本委員：

よろしいですか。

原科委員長：

はい、どうぞ。

松本委員：

今、作本さんから挙げられた2点ですよね。METIに、ジェットロガイドラインのことを盛り込めないかということと、JICAが、ジェットロ調査を参照して、協力準備調査を省いてもいいのではないかという判断をし得るかどうか、というところなんですけど、これはもうご確認済みなんですか。

村上機環部課長：

私のほうで、METIのほうに非公式に聞いたところ、現状の報告書作成基準は、すでにもうジェットロのガイドラインの内容をかなり盛り込んで作成されてるために、すでに対応済みである、という理解だということでした。それが一つですね。

あとはJICAさんの件については、協力準備調査をかけられない案件でも、円借の審査に入るケースはあります。ただその場合、円借の審査に入るものについては、漏れなくJICAの環境社会配慮ガイドラインの審査が入るので、協力準備調査が行われなくても、ガイドラインの審査はかかります、ということでした。これはPPPFSですとか、海外投資の場合においても、同じだということですので、そこはJICAで扱う案件については、JICAのガイドラインの対象になりますので、そこでしっかりやります、ということでした。

松本さんが、適正会議の場でいろいろ指摘されてるような、自己資金の場合ですね。その場合については、海外の政府が自己資金で行う場合については、特段そこはかかりませんので、その場合は除きます、ということをしていました。

原科委員長：

円借款は、日本政府に係るので、対応するということですね。

村上機環部課長：

はい。

柳副委員長：

今の説明で、ジェットロのガイドラインを今度改定するとなると、それがまた反映されるか

どうかという点が、またポイントになると思うんですけども。確かにこれまでの METI の動きを見てると、このガイドラインの内容的なことは、募集のあれに書かれているので、確かに反映してると、織り込み済みだという判断は、確かにあるんだろうと思うんですけど、今度改定されたら、それも改訂部分も、ちゃんと織り込んでいただけるかどうかということは、今後の問題だろうと思いますけれども。

村上機環部課長：

その辺の問題意識については、ぜひ、また資金課には伝えておきたいと思います。

松本委員：

ちょっと JICA のところ、誤解があったかもしれませんが、外務省の開発協力適正会議での議論は、JICA が先方の調査ですね。先方が自己資金でやった調査をもとに融資審査をする際の話で、「その際に、どうしてるんですか」という質問に対して、JICA 側はいろいろなものがありますが、その一つは、かつてのジェトロ FS に相当するものがなされているようなケースというのを、事例として挙げたということであって、円借を使わずに自己資金でやるものという、そういう理解ではなかったのが、多分そこはちょっと誤解があるかなと思いますし。ここでその話をしても、おそらく埒があかないので、若干、訂正だけはしておきたいなと思います。

原科委員長：

いいですか。他にいかがでしょうか。では村山委員からのメモも、これは資料 6 に付いておりますので、これはこれでご覧いただけたらいいと思います。資料 6 でございます。「ジェトロガイドライン改定に関するコメント」ということで、いただきました。これもまた議論しました。前提として書いておりますが、現行のガイドラインが、当初想定していた文字通りの「案件形成段階」の調査、そういうことで整理をしてきたわけですが、現実には、すでにフィージビリティ調査が行われている場合があるとか、我々の考える概念とちょっとずれてるものが実際出てきたと。そこで、これに対する整合性をどう図ろうかということですが、文字通り、案件形成段階の事業のみを受託するよう国、あるいは受託先に求めるか、あるいは既にフィージビリティ調査を行っているような事業もありますので、これも含めることができるように、ガイドラインの範囲を広げてはどうかと。そういうようなことでございます。以下のコメントは、そういうことで、ここではこういうふうに書いてますが、「諮問委員会がこれまでに扱った事業を前提に、フィージビリティ調査が既に行われているような調査も含まれることを想定した場合に、改定が必要と思われる項目をまとめた」ということでございました。

「ガイドライン本体に関する事項」としましては、「第 I 部基本的事項」のところの話が必要だと。それから「第 III 部案件形成調査事業における環境社会配慮」、その部分というこ

とでございます。それから「第 I 部基本的事項」に戻りますが、「用語の定義」で「案件形成調査」ですね。ここでは村山委員からは、「受託形態の変更に対応していない表現となっている。今後も変更が考えられるとすれば、より一般的な表現のほうが適切と思われる」と。案件形成調査ということで、我々は議論をしてきましたけど、そういう理念が来たんですが、実際のところ違うので、それだったら、現地に合わせたほうがいいんじゃないか、というご意見だと思います。

それから 5 番「ステークホルダー」ですね。『ジェトロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ』となっているが、これまでの案件では、既にフィージビリティ調査が実施されている場合があり、表現の変更が必要と思われる」と。だから段取りの捉え方がちょっと違ってくるということで、そうすると、実際に合わせたほうがいいんじゃないか、というのが 2 つ目でございます。

それから「スクリーニング」。「これまでの案件では既にフィージビリティ調査が行われているものや場所が特定され計画の熟度が高いものがみられるため、影響のあるなしという 2 つの区分だけでは不十分と思われる。例えば、影響ある場合を以下のように二つに分けることが考えられる」ということで、ここに書いてありますけども、「フィージビリティ調査がなされている場合や熟度が高いと考えられるもの」、それから、それ以外ですね。というようなことで分けて考えたかどうか、というご意見でございます。これが第 I 部の「基本的事項」と「用語の定義」、3 つございました。

それから第 III 部。「案件形成調査事業における環境社会配慮」。1 番目の「基本的な考え方」。それから次の 2 番目、「調査の手続き及び方法」という 2 つにわたって意見をいただきました。1 番目の「基本的な考え方」では「前提」ですね。「第一段階では受託事業の種類、第二段階ではフィージビリティ調査との前後関係で、現状との違いが生じていると思われる」と。これにどう対応するか、いろいろと考えていただきたい。

それから次の、裏側へ行きます 2 番目。(2) ですが「基本方針」。3 つあります。「調査の実施手続き等について」「調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」「調査における配慮事項」。「これら 3 点については、スクリーニングの結果に応じて、対応を分けて記述することが考えられる」ということですね。「例えば、上記の『スクリーニング』の項で示した例に従えば、『フィージビリティ調査がなされている場合や熟度が高いと考えられるもの』とそれ以外のもので、各々について記載するような形が挙げられる」。そういう仕分けをして、ちゃんとガイドラインにしたほうがいいだろうということでございます。

(3) は「ジェトロが担う環境社会配慮上の責務」です。「第 4 項目で諮問委員会の関与の時期が示されているが、これまでの議論では、調査段階で関与する形について意見が出ているため、この部分を改定することも考えられる」と。ここはなかなかタイミング取るのは難しいんですけど、悩ましいところですけども、そういう意見が出てます。これをどうするかですね。それから今の第 III 部のところの「案件形成調査事業における環境社会配慮」の 2 番目でございます。「調査の手続き及び方法」ということでございますが、「調査

実施段階」というところでございます。(3)です。「代に段落では、新JICA発足以前の記載であるため、修正が必要と思われる。第四段落の『ステークホルダー協議』、第五段落の『複数案との比較』については、スクリーニングの結果に応じて扱いを変えることが考えられる」と、このような意見をいただきました。今の第二段落の話は、タイミングのことがありますので、当然そういうことで対応したら、それはそんなにややこしくないですけども、それ以外は議論が必要だと思います。そういうようなことで、こういったコメントいただきましたので、このようなものを踏まえました議論をいたしました。

今のところ、何かご質問ございませんか。丁寧なメモをいただきましたので、議論はしやすかったと思います。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員：

高梨ですが。一点だけ、案件形成調査。最近は、いわゆるTPPのFSとか、それから民間投資というような案件が増えてきたこともあって、内閣府なんかのインフラ輸出の大臣会合なんかの事務局なんかから言うと、案件形成調査というのがFSまでを指してるんですね。それが最近の違ってきた動向なんですね。具体化になった、要するに投資の対象になってきたら、初めて案件形成が終わって、いよいよ実施段階になるというような認識で。こういうジェトロさんとかJICAのときに議論した案件形成というのは、実はFSの前の段階みたいな共通認識があったと思うんですけども、最近政府の方たちとお話しすると、FS調査のことを案件形成調査とか。

原科委員長：

それは、政府のどの辺で、そういう使い方してるの？

高梨委員：

内閣府のところもそうですし、それから外務省さんや経産省さんなんかも、比較的そういう使い方をされるのが、最近……。

原科委員長：

外務省？

高梨委員：

ええ。というようなことが、ちょっと最近、感じられます。だから、我々、現場でやる者から言うと、全然違うんですけども……。

原科委員長：

ただ、外務省は、JICA の概念を使わないと変ですよ。ずれちゃうもんね。

高梨委員：

ただ、さきほどのほうの話が、今、非常に盛んなもんですから、民間資金との連携とか、ODA 資金との連携。だからそういうものが、かたちのプロジェクトになる前を、案件形成というようなことが言われて。だからちょっと、村山先生も指摘されてますけども、最近では少し、案件形成調査というものに対するスコープが、広がってるような感じもして。

原科委員長：

両方入ってるわけですね。これまで議論したもののプラス FS まで。そこからずいぶん違うという認識だけで議論してきましたけども、どういう具合に考えましょう、これは。それでいいんだろうかという。

高梨委員：

だから一つは、ジェトロさんの調査は、本来、僕らから見ると FS 調査じゃないんですよ。ただ、一般にはジェトロ FS と呼ばれて。

原科委員長：

だから、ジェトロ FS がずいぶん批判されてきたので、整理したんです。

高梨委員：

だから最近、JICA の人も、ジェトロ FS と言うんですね。だから、僕らから見たら、ちょっと認識が違うんですけども、後段のほうの、実施とか実現のほうの話が、今、常に活発になってきたこともあって、案件形成というのを、FS 調査を含めたものとして調査されてるんですよ。

松本委員：

そうすると、我々が言ってきたのは、実は案件発掘調査みたいな、そういう感じになるんですか。

高梨委員：

ただ、普通、発掘形成と一緒に使ったりですね。発掘も、いわゆる形成も入るみたいなのところがあって、そこを文字通りの意味と使われ方がやっぱり違うところもあって、「発掘でしょう」と言っても、「いえいえ、プロジェクトを形成してるんです」と言えば、それまでになっちゃうんで。

松本委員：

かつでの、プロ形みたいなものは、じゃあ、もう表現上、ないんですかね。プロジェクト形成みたいなのは。

高梨委員：

ところが細かく見ると、まだ生きてるんですよ。JICAさんのカテゴリーだとか、公示を出すとか。

松本委員：

プロ形というと、やっぱりもうちょっと前ですね。

高梨委員：

もちろんそうなんです。ただ、一般的に、何とか委員会だとか、検討会だということになって、そういう場になると……。

原科委員長：

発掘という言い方で、仕分けはしてきましたでしょうか。案件形成というと、ちょっと大変になっちゃうかな。

柳副委員長：

村山さんのこのコメントにも書いてありますが、結局、ジェットロのこれまでのガイドラインは、射程が明確でしっかりしてるので、今度、METIから投げられるんですね、球が、いろんなものが飛んでくる可能性があるんで、どういう球にも、一応、対応できるように幅を広げちゃう。段階ごとに「こういうことをちゃんとチェックしてください」というようなかたちに、しておいたら、どんなものが来ても、一応は受け入れられるということにしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。だから、このコメントにあるように、拾える場面は拾えるけれども、拾えない場面はしょうがないですよ。だからそれは我々の射程から、もう外れたものはしょうがないねということになりますけど、問題はいろいろ投げられた球で、こちらのガイドラインに対応してないと、これはやらなくたっていいというふうに思われてしまっても、やっぱりちょっと問題がありますので。だから最低限、それは広げるぐらいにしておいたほうがいいと思いますけど。

原科委員長：

その場合に、審査とか、仕方が変わってきますね、そうすると、タイプによって。案件発掘段階後の審査と。FSで違いますよね。

作本総務部審査役：

作本ですけど。個人的に心配なのは、この間口広げるのは、我々の判断でできるんですが、広げれば広げるほど、JICA との競合部分が出てくるわけですね。一つの国の予算を重ねて使っていいのかという、もっと我々のレベルを超えたところで、本当は交通整理した上で、こういうことやらなきゃいけないんですが、もっと難しい問題を引き起こす可能性があるんですね。だから我々はむしろ、射程距離を狭くしておいたほうが。受けるためには広くしたほうがいいんですけど、配慮はどうしても必要なんじゃないかと思いますね。

柳副委員長：

ただ、テアリングと同じように、我々が判断した部分は、次のところで活用していただければいいんじゃないかということ。それだと、役割分担が一応できますよね。だって JICA のあれだって、すべてに意見が、なかなか、付すことも難しいわけで、また委員が、ここでも何人がいますけど、必ずしも、観点が、判断する観点が違うということもありますからね。

作本総務部審査役：

ちょっともう一つ。すいません、作本です。このスクリーニングに関わる場所なんですけど、実際、今、手続きの過程でスクリーニングやってるわけですね。環境影響があるなしというよりも、大きい小さいかという、そういう。そこは判断してるわけでありまして、ただ、小さいから、大きいからといって、その先に来る作業工程が、変わるわけではないという、何のためにやってるんだという、私は最近、堂々巡りをやってるんですが、本来はアセスだったら、ここで慎重な調査をやるべきか、簡略で済ませるべきかという一つの分かれ目ができるんですけども。なぜかという、これはもう一つ、先ほどの FS の案件形成か発掘かということにも関わってくるんですけども、影響のあるなしも含めて、この発掘段階だからと、前の発足段階じゃないんですが、それ自体も含めて行う調査であるというようなことを、この事業の特性として、引き継いできておるんですけども、その辺りを、どう交通整理したら。それが次のまたステークホルダーの位置付け、適用、代替案の比較ですか、そういうところへ影響を及ぼすんじゃないか、というふうに考えているんですが。

松本委員：

松本ですが。今の作本さんのおっしゃっているのは、影響あるなしが、最初の段階で全くわからない事案があるということですか。

作本総務部審査役：

経験的にはわかりますよ、私だって。見てればね、案件を。

松本委員：

かなり露骨にわかりやすい案件ではないんですか。私、もっとすごく曖昧で、案件の発掘段階があれば、確かにこれは起きるかどうかわかんないよね、というのは納得するんですが、でも現実に出てきてる案件見ると、おおよそ「これ、わかるんじゃないんですか」という案件ばかりなので、今、作本さんがおっしゃったように、影響あるなしを調べるのは調査の目的だというのは、かたちの上ではわかりますが、現実には……。

作本総務部審査役：

いや、僕がそれを言ったんじゃないくて、初期の担当の人たちが、そういうことも含めて行うのが、このジェットロでのスクリーニング調査だということなんで。ですから例えば影響なしということが、人材育成の研修事業、これはもう影響が起こる可能性ないだろうとわかっても、それも含めて調査するという。だから一応、説明というか、調査してもらうということになるんでしょうかね。

原科委員長：

案件発掘段階、前提で議論してきたからね。

作本総務部審査役：

発掘という言葉が強かった、という意味なんですかね。

原科委員長：

発掘ということが前提にあったけど、やってみたら実際そうじゃないから、ちょっと変えたほうがいいかなと。

松本委員：

作本さんにそう言われると、それは我々がそうじゃないと言って、ずっとジェットロに言い続けたことを、ジェットロ側からブーメランのように返ってきたような気がして、「だから言ったでしょう、あのとき」と思うのですけど。でも、おっしゃること、そのとおりなんで。

作本総務部審査役：

だから一応その考え方で。出発点においては考え方がいろいろあったんだということを前提に考えると、我々は肅々と、すべてについて影響なしということがわかっても、調査を行うという、そういうスタンスで来たんですけどね。

私、もう一つ聞きたいのは、このスクリーニングを、何のために。わかりますよ、アセスだったら、それは手続きはわかる。ここのジェットロの中でスクリーニングというのは、

何のため、にこれを一つステップとして置いてたのかという、そのところを逆に。ワーキンググループの今度、ぜひ聞きたいと。

松本委員：

張本人を、本当は参考人として来ていただきたいくらいなんですが。

塩田委員：

初めてやったんですけど、こういうジェットロとか、JICA だとか JBIC だとか、そういうところでガイドライン出してるのを、使っていないというのは、知らないから使っていないのか、意図的に使っていないのか、そこら辺が、ちょっと見えなくて。すごくバランスが崩れてるというか。もう確実にやりたいなという、この案件は確実にやりたいという意思表示が見えるものについては、ハード技術が、その中にいる図面だとか、導入する技術、ハード的な技術だとか、設備だとかというのは、バツと入ってくる。だけど、その前段の部分のところについては、ほとんど記載がないという。このところが、ちょっとよくわからないんですよ。今回、全部読んだから、ちゃんと進めているようなところもあるけども、すごくジャンプアップして。例えば、ガイドラインのことを入ってなくても、例えばステークホルダーのことを考慮しなくても、具体的なものが見えてれば、いけるかなというような、そういう。ですから、どこのところが一番ポイントなのかというのが、なかなか見えにくくて。向こうの政府が、本当に欲しがってるものなのか、日本国のあの人が欲しがってるのかとか、よくわからないんですけども。確かに、このガイドラインを一応読んでる方は、読んでやっていますよ、というような記載もあるけど、それが今後、そういうことをちゃんとやられるかどうかということについては、どうやって確認するのかなというのが、なかなか大変だなという感じを受けたんですけど。ここら辺のガイドラインの強制力というんですかね、これを使わないと絶対だめですよ、というだけの強制力を持つものなのかどうか。そこら辺はどうですかね。

原科委員長：

強制力ね。それはないね。作本審査役、お願いします。

作本総務部審査役：

じゃあ、私のほうから。私は、このガイドライン策定の段階では、直接関わっていないのでわからないんですけども、ただ、当初は、METI が委託事業として、ジェットロがほとんどの作業、報告書を含めての作業、実際は企業の人たちが調査に行って報告書を出すということですが、管理含めての環境配慮の工程あるいは質の管理を含めて、ジェットロがほとんどやってたわけですね、原稿チェック。今でも原稿チェックされていますけど。ただ、その後、言葉は悪いんですけど、今、孫請け契約になっちゃったんで、間に、監査法人が

入って、民間企業ですね。それでさらにジェットロに委託する、という二段階を経て委託してくる、というようなことになってくると、そもそも役所がガイドラインを持ってないだろう、というのが私どもの一般的な。環境省でさえ持ってないんだからということを考えますと、経産省が独自に持つということは世間的にも難しいだろうし。ただ、彼らだって、これだけ大型の事業をやってる限りにおいては、環境社会配慮やってないわけにはいかない。そこで我々は補完的にというか、お手伝いするかたちで、ジェットロ独自でこういうものを持って、やっぱり世の中に出るものについては、配慮を含めるべきであるし、お手伝いもしたいという考え方であったんじゃないかと思うんです。ただ、今や、この二段階を越えて、ジェットロが独自につくったガイドラインを適用するとすると、これは今の強制力のところのお話もありますけれども、ジェットロが勝手にやってるのではないかという、そういうことも考えられるわけですね。今 JICA が、あるいは他の NEXI、その他がガイドライン、ガイドラインといいますか、それを持ってるか、それはもう独自に、自分たち、事業を実施するためにつくって、それを提供してるわけでありましてね。ですから、ジェットロが委託事業を受けた上で、それに対して適用するのは、ちょっと考え方が全く違う。これ以上言うと、ちょっと誤解があるかもしれないですが。

原科委員長：

ルール上は強制力は表面上はないんですけど、だからそのプロセスが公開されることで、間接的にその効果を発揮させたいというのも、あるいは狙いなんですよ。ところが今、ジェットロのガイドラインを METI で営業してくれないと、すぐ見えなくなっちゃうからね、今おっしゃったことで。柳先生も、我々が改定したら、反映されないと、ガイドラインを改定した意味がないんじゃないかとおっしゃったと思うんですね。ちょっとスタートしたときと、ずいぶん様相が変わっちゃってますね。私はもう、ジェットロがしっかり管理するほうが、よっぽどいいと思いますけど、他のファクターで間接的にしろと言われてたって、変になったらまずいから。

村上機環部課長：

補足いたしますと、今や経済産業省の直接執行というプロジェクトになって、いわゆる調査法人は、経済産業省と契約をして、調査を実施しているようなかたちになっております。ですので、実際に公募するのも経済産業省の名前で公募されておりますので、そこはもう、いわゆるジェットロが関与するということは、いわゆる彼らの金の中に、公募要領の中にジェットロの名前をリファーするというのは、今はないような状況です。ただ、先ほど申し上げたとおり、実質、METI がつくっている報告書作成基準には、ジェットロのガイドラインの中身はかなり反映されているので、実質はずいぶん影響をしてるんだというように言っておりますので。そこは柳先生おっしゃったように、今後そういう改定する段階においても、そういう MET 側に「ジェットロはこういうふうに変えました」という意見は言えるんで

はないかと思えます。

原科委員長：

それを担保していただくといいですね。そうすれば機能しますね。結構ややこしい状況になってしまったので、我々もガイドライン、どう直していいか。だから従来の、ただ直すという話ではなくて、枠組みが、位置付けが変わったのを前提に、ちょっと効き目も、どうしたら出るかということ併せて考えると、ちょっとややこしい状況になりました。そこで、ちょっと時間かかりそうなので、作業の手順としては、年度内は骨子を決めるまで、具体的なガイドライン改定作業は、来年度じゃないと無理かなという、塩田先生おっしゃったとおりで、非常に難しい状況なんです。新しく加わっていただいたら、その辺、よくわかりますね。

そうしますと、どうしましょう。これ、そういうようなことをございますので、ワーキンググループを設立したいと思いますが、よろしいでしょうか。じゃあ、構成委員はどんなメンバーがよろしいでしょう。これは事務局から、何か案、出ますでしょうか。どちらにお聞きしたら。私が言うのかな。

佐々木総務部主幹：

先生から。

原科委員長：

松本さん、お願いしたいと思いますが。松本さんと、村山先生はさっきのコメントですね。あと、NGOで満田さん、本当は入っていただきたいんですけど、なかなか厳しいみたいで。時間は厳しいですか。

あと、やはり民間、そういうことで、コンサルタントの高梨さんにはぜひお願いしたいんですけど。いろいろ教えてくださればいいですね。

高梨委員：

ただ、出発点ですので、さっきの議論をどういうふうに整理してスタートするかと。それがないと、ワーキンググループ、また同じことをやらなきゃいけないので、ちょっとそれ、大変だなと。

松本委員：

でも鍵はやっぱり、さっき村上課長がおっしゃったように、報告書作成基準を睨むということじゃないかと思うんですけどね。最終的には、報告書作成基準に「ここは盛り込めよう」というようなイメージも持ちながら、やるしか、影響力を保てないような気がするんですけどね。

原科委員長：

あと、そういう法的なこともあるんで、私としては、柳副委員長も、お願いできればありがたいんだけど。よろしいですか。

柳副委員長：

村山さんはせっかくコメントで骨子をつくられてるから、彼を一応ワーキングの座長にしていただいて、僕もサポートするかたちで、ということがいいと思いますけどもね。

原科委員長：

そうすると1、2、3、4。座長、村山先生ね。私はどうしたらいいんですか。メンバーに入ったほうがいいのか、入らないほうがいいのか。どっちがいいですか。じゃあ、村山君を励ます役で。励ますと嫌がるかな。じゃあ私も委員にさせていただいて、座長は村山先生ということで。あと、どうでしょう、他の方で。あんまり人数多くても。

柳副委員長：

あと、田中さんも入っていただければいいと思いますけど。

原科委員長：

どうでしょう、その辺は。

柳副委員長：

ただ、そうやって膨らませていくと、全員が入っちゃうんで。

原科委員長：

遠方の方とか、本当は宮崎さんも入っていただきたいけど、遠方なので大変だなと思った。それから、健康の問題あるんで、ちょっと無理に頼むと悪いなど。満田さんはいろんな事情がありますんでね。その5人ぐらい。4名プラス、私はおまけぐらいにしましょうか。5名ぐらいで。

高梨委員：

本当はJICAさんが入ってくれたほうがいいですよ。

原科委員長：

JICAさん？ じゃあ、田中さん以外でも誰か。ワーキングだから、別に以外でもね。田中さん難しかったら、JICAの他のメンバーでもいいか。

高梨委員：

もしFSなんかを対象に入れるということになると、まさにJICAとバッティングすることになる。

作本総務部審査役：

JICAの事情、わかったほうがいいですね。

原科委員長：

そうすると、田中さんが一番いいね。健康状態、大丈夫？

作本総務部審査役：

先ほど電話いただいたんですけど、時間的にはかなり厳しいかもしれないですね。

原科委員長：

そしたら、田中さんに、どなたかご紹介いただく格好にしましょうか、JICAで。誰だろう、課長さん？

松本委員：

そうすると、なかなか難しいですね、この諮問委員会との関係がね。

作本総務部審査役：

やっぱりワーキンググループに、外部の方、来ていただいて、我々コメント、あるいはオープンにという、それはもうもちろんなんですけど、やっぱり諮問委員でもない方に、毎回出るというの、これはやっぱりちょっと順番がおかしいかな、という印象を持ってるんですね。そういう意味では、ワーキンググループで、どうしても外部の方を呼んで、意見、コメントを自由にいうときには、その度ごとにお願ひして、更新というかたちになるかわかりませんが。一番いいんじゃないかなと。

原科委員長：

それは選定可能ですか。そしたら、委員はこのワーキングは5名にしておいて、そして適宜、関係の方をお招きすると。

作本総務部審査役：

やっぱり入っていただいたほうがいいですね。

原科委員長：

じゃあ打診しましょう、6人でね。そんな感じでよろしいですか。

佐々木総務部主幹：

そうですね。あとはスケジュール感なんですけれども、例えば2013年の1月からスタートして、6月ぐらいまで月1回程度。前回、6年前にガイドラインを作成したときには、月2回で17回も集まっていたんですけど、それはちょっと無理だと思うんですね、だいたい5~6回で。

原科委員長：

あのときは、いろいろ概念、理念からつめていったから。

佐々木総務部主幹：

はい。ゼロからですから。7月、8月に2013年度第1回の委員会がありますんで、そこで報告して議論していただいて、承認を得られれば、施行と。施行は、例えば10月から施行ですけども、さっき柳先生おっしゃったように、これ、適用されるのかと、実際に。その問題で言うと、13年度途中から入れるというわけにはいきませんので、例えばMETIが「反映させます」と言ったとしても、14年度からしかできないと思いますね。ただ、14年度から継続させるにしても、かなり前もって、半年ぐらい前に、固めておかないと苦しいだろうと。従って、やっぱり13年度の真ん中、年央には終わらせるといいますか、というようなかたちで。

原科委員長：

7月前ですね。7月か8月開催の次の委員会のときに報告できるようにするという、そういうような段取りですね。

佐々木総務部主幹：

それから、確認なんですけど、ワーキンググループは、従前もそうだったんですが、議事録は公開する、というかたちですね。それから、オブザーバですね、広報も、一応かける。参加する、しないはとにかく、オープンにしておくということで、これはこれでよろしいでしょうか。

原科委員長：

それでよろしいですよ。そうすると、1回目の会合は1月ということで。日程調整は事務局でお願いしたいと思います。

佐々木総務部主幹：

大学入試とかいろいろあるんで、多分2月なんかは、難しいんだろうと思うんで。ちょっと皆さんに伺ってみたいと。

作本総務部審査役：

メールでよろしいですか。あるいは今おられる方、何曜日とおおよそのところでも候補が挙がると……。

原科委員長：

今6名のうち4名はいるからね。1月で候補日を3日ぐらい選びますか。

松本委員：

曜日としては何かあるんですか。

佐々木総務部主幹：

最近皆さん、金曜日がいいということで、今日も金曜日にさせていただいたんですけども。

原科委員長：

火曜か水曜がいいと思います。水曜、教授会があるんですよ、月末は。だから、火曜も考えたほうがいい。あるいは月曜ね。

佐々木総務部主幹：

水曜は多分……。作本さんは？

作本総務部審査役：

僕は構いません。合わせますけど。

原科委員長：

あるいは水、木か。水をベースにして、だめな場合、木曜にするとか。

佐々木総務部主幹：

23、24、あるいは30、31で、皆さんに問い合わせをして、一番多いときに。

原科委員長：

そうですね。そうしましょう。じゃあ、日程調整は。あとは事務局のほうでお願いします。

佐々木総務部主幹：

これはもう一度確認ですが、リーダーは、どなたに？

原科委員長：

村山先生と、こっちで勝手に決めちゃったけど。

（電話で浦山先生に日程確認）

原科委員長：

はい、決まり。30日で。

佐々木総務部主幹：

じゃあ、とりあえず30の午前中10時。

原科委員長：

それでは委員も決まりましたし、第1回目の会議の開催日時も決まりました。それから村山先生、リーダーになっていただくことも快諾いただきましたということで、この準備はよろしいですね、これで。では、2つ目の案件は、以上でございます。

3番目。その他、何かございませうか。よろしいでしょうか。これはおまけ。余計なもの、配りましたけど、いつも言ってることですが、「巻頭言」といって、「環境アセスメントは持続可能な社会の作法」と書きました。これは『多摩川』という「とうきゅう環境財団」の機関誌に「巻頭言」を書かされて、こういうようなことで書きましたんで、ぜひこれをお読みください。アセスメントを広めることが、私のこれからの仕事だと思っておりますので、国際協力の分野では、日本のアセスメントは「まず、簡単にチェックする」といいますか、アクション単位で適用しております。しかし国内では、とても巨大な事業しかやらないので、結果として、この右上の図にあるように、日本は点でしか見えないという。本当に少ないんですよね。だから理念が違うからこうなっちゃうんですけど。本来、アセスメントというのは、そういう理念としては「まず、チェックしましょう」ということだと思います。ジェットロのほうも、そういう考えですね。それが大変大事なことで、情報公開と参加のプロセスをとることによって、透明性の高い判断ができると思いますので、そういうようなことを書きました。ということでございます。ぜひ、お読みいただければと思います。以上でございます。

高梨委員：

先生、これ、下のほうに「中国ではさらに多数です」とありますでしょう。前に先生にお願いしたように、中国の援助案件では、ほとんどやられてないです。そっちのほうを、ぜ

ひ国際舞台で言っていただきたい、本当は。

原科委員長：

言います。注意しないと。

高梨委員：

これやってると、中国は皆やってるなと思ってるけど、大間違いなんです。

原科委員長：

国内ではね。

作本総務部審査役：

中国は今、ミャンマーに、かなり早い時期から、50件ぐらいダムつくってるんですよね。それはやっぱりミャンマーからも、必ずしも良い受け止め方されてないということがありますんで、ぜひともこの機会に、中国にも持っていただきたい。

原科委員長：

国内でこんなにやってるんだから、どうしてやらないのと。

作本総務部審査役：

中国からの他の途上国向けの援助にガイドラインをぜひ持ってもらいたいという、私の信念です。

原科委員長：

それは我々としては、大変重要なことですね。ありがとうございます。そうすると、今日はこの辺で。

塩田委員：

先生、これは何の本ですか。

原科委員長：

これは『多摩川』という、東急環境財団の雑誌、何ていうの、ニュースレターみたいなものです。こういうものに頼まれて掲載しました。

塩田委員：

書いておかないと、わかんなくなる。

原科委員長：

それ、差し上げますよ。10部、送ってきたから。社会貢献学術賞というのをもらいまして、それで「巻頭言」も書かされたんですけど。

柳副委員長：

賞金も付いてるんですか。1,000万とか。

原科委員長：

いや。意外と、久しぶりに賞金付いたのもらった。たいてい賞金付かないんだけどね。私はもう、アセスの伝導を仕事だと思ってますから、法律のほう、がんばってください。応援しますから。柳さん、アセスの日本の国内の会長ですからね。柳さんに期待してます。

じゃあ、この辺でよろしいですか。

作本総務部審査役：

ええ。どうもありがとうございます。

原科委員長：

どうもありがとうございました。/////////////////////////////////<終了>////////////////////////////////